

むつ市議会第216回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成25年6月21日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第32号 むつ市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第2 議案第33号 むつ市みどりのさきもり館条例
- 第3 議案第34号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第35号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第36号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第37号 工事請負契約について
(脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第7 議案第38号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第2分団配備の水槽付消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第8 議案第39号 財産の取得について
(むつ市消防団脇野沢消防団本部配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第9 議案第40号 財産の取得について
(小形ロータリ除雪車を購入するためのもの)
- 第10 議案第41号 新たに生じた土地の確認について
- 第11 議案第42号 新たに生じた土地の町名について
- 第12 議案第43号 町の区域の変更について
- 第13 議案第44号 町の区域の変更について
- 第14 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第15 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第16 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第17 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

第18 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

第19 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

【議案質疑、討論、採決】

第20 議案第48号 むつ市長等の給与の臨時特例に関する条例

第21 議案第49号 むつ市職員の給与の臨時特例に関する条例

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第22 議員提出議案第1号 むつ市議会基本条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教員	高	瀬	厚	太	郎	教育長	遠	島		進
公営企業者	遠	藤	雪	夫		代査委員	阿	部		昇
総務部長	伊	藤	道	郎		財務部長	石	野		了
民生部長	松	尾	秀	一		保健福祉部長	花	山	俊	春
経済部長	澤	谷	松	夫		建設部長	鏡	谷		晃
川内庁舎長	松	本	大	志		大畑庁舎長	畑	中	恒	治
協野舎所	猪	口	和	則		会管総政理出納室	鹿	内		徹
選挙管理委員会事務局長	氣	田	憲	彦		監査委員局長	星		久	南
農委事務局	山	口	勝	美		教育部長	奥	川	清	次郎

業長道長
 部策監
 部長
 務部課査
 企 務 進
 水 務 進
 公 務 課
 局 政 課
 下 財 政
 部 財 政
 推 財 政
 主 總 政 總 主

齊 藤 鐘 司
 柳 谷 孝 志
 氏 家 剛
 栗 橋 恒 平

務部策監
 務部長
 務部課長
 務部課幹
 策 進
 策 課
 策 務
 總 政 推
 總 政 總
 總 政 總 主

高 橋 聖
 川 西 伸 二
 中 村 智 郎

事務局職員出席者

事 務 局 長
 主 幹 査
 主 査

柳 田 論
 佐 藤 孝 悅
 村 口 一 也

次 長
 主 任 主 査 事
 主 事

濱 田 賢 一
 小 林 陸 子
 山 本 翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

6月12日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第19 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第32号 むつ市新型インフルエンザ等対策本部条例から、日程第19 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの19件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第38号、議案第39号、議案第41号か

ら議案第44号、報告第10号及び報告第12号から報告第14号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案6件、報告4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第38号 財産の取得についてであります。理事者側から、むつ市消防団むつ消防団第2分団配備の水槽付消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第39号 財産の取得についてであります。理事者側から、むつ市消防団脇野沢消防団本部配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第41号 新たに生じた土地の確認について及び議案第42号 新たに生じた土地の町名についてであります。理事者側から、青森県が実施する脇野沢地区地域水産物供給基盤整備事業により漁港施設用地として整備した公有水面埋立地を確認し、同埋立地をむつ市脇野沢新井田に編入するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この埋立地は市有地となるのかとの質疑があり、理事者側から、県有地に

なるとの答弁がありました。

次に、議案第43号及び議案第44号 町の区域の変更についてであります。理事者側から、農林水産省から青森県が買い受けた国有林地をむつ市大畑町葉色及びむつ市大畑町田名代に編入するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この土地は道路改良工事のためのものなのかとの質疑があり、理事者側から、むつ恐山公園大畑線道路改良工事に伴い、曲線部の改良のため道路の幅員を現在の6メートルから9メートル程度に拡幅する予定と聞いているとの答弁がありました。

次に、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正点としては、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の寄附金控除の特例措置の創設、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長と控除額の拡充及び延滞金の割合の引き下げなどについて改正したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、対象者は何人くらいなのかとの質疑があり、理事者側から、寄附金控除については、ことしの寄附金から適用となり、住宅借入金等特別税額控除及び延滞金については、平成26年1月1日からの適用となるため対象者数は把握できない。また、住宅借入金等特別税額控除に係る減額分については、地方特例交付金で措置され、平成24年度は約2,060万円交付されているとの答弁がありました。

次に、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場

合を定める省令の一部改正に伴い、事業者が取得する家屋、償却資産及び土地に係る固定資産税の不均一課税の基準となる適用期限を平成27年3月31日までの2年間延長するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、事業者が取得する家屋、償却資産及び土地に係る固定資産税の課税免除の基準となる適用期限を平成27年3月31日までの2年間延長するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、事業者が取得する家屋、償却資産及び土地に係る固定資産税の課税免除の基準となる適用期限を平成26年3月31日までの1年間延長するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、民間企業を対象としているのか、また、原発関連施設などは該当しないのかとの質疑があり、理事者側から、民間企業を対象としており、条文を見る限り原発関連施設などは該当しないと思われるとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第33号、議案第35号、議案第36号及び議案第40号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 産業建設常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第33号 むつ市みどりのさきもり館条例についてであります。理事者側から、水源池公園とその周辺で現在進めている北の防人大湊地区整備事業において「むつ市学習センター」を改修したことに伴い、学習活動を通じた市民の交流の場及び緑豊かな憩いの場を提供するとともに、水源池公園の管理を行う施設として「むつ市みどりのさきもり館」を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、施設を使用するための手続及び電話等での予約申し込みについて質疑があり、理事者側から、使用前に使用許可申請書を提出していただく必要があり、電話等での予約申し込みについては、申請の内容を聞いて対応するが、この場合においても、使用許可申請書を提出していただくことになるとの答弁がありました。

また、別の委員から、開館時間を午前9時から

午後5時までとしているが、時間外の利用について検討すべきではないかとの質疑があり、理事者側から、通常の開館時間については午前9時から午後5時までで支障はないものと判断しているが、時間外になるような学習活動や集会等については内容を精査したうえで、臨機に対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第35号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、国から払い下げを受けた市有林野に設定している分収林について、造林者からの要望を踏まえ、木材産業を取り巻く経済情勢を考慮し、市と造林者の収益の分収割合を、現行の市10分の3、造林者10分の7から、市10分の2、造林者10分の8に変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この改正によって、造林者の収益はどの程度改善するのかとの質疑があり、理事者側から、あくまでも現時点での試算で、分収林全体約203ヘクタールでは、およそ1億7,000万円となっており、造林者の収益は、改正前では約1億1,900万円、改正後では約1億3,600万円となり、約1,700万円ほどふえることになるが、むつ市には合板や集成材に加工する工場がないため、輸送コストがかかることなどから、実際の収益は下がる可能性があるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、分収割合を市10分の1、造林者10分の9とすることは考えなかったのかとの質疑があり、理事者側から、川内地区の分収割合が、市10分の2、造林者10分の8となっており、分収割合を統一したいという考えから今回の割合にしたとの答弁がありました。

また、別の委員から、分収林の伐期や実際の伐採について質疑があり、理事者側から、50年伐期として考えれば、契約数22件のうち17件が近々伐

期を迎え、その面積は約203ヘクタールのうち約165ヘクタールとなっているが、実際の伐採については、造林者の意向を踏まえ、協議しながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第36号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、観光遊覧船「夢の平成号」の有効活用を図るため、臨時運航に関する規定を設けるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、具体的な臨時運航の内容について質疑があり、理事者側から、青森や浅虫の花火大会の際に運航したことがあり、観光事業者や観光関係団体からの要望に応じた湾内イベント等での運航を考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、担当部署及びPRの経費や臨時運航の経費について質疑があり、理事者側から、観光遊覧船の所管は脇野沢庁舎産業建設課になるが、事業を進めるに当たっては、関係部署と連絡を密にして進めなければならないと考えており、PR活動とその経費については本庁舎の商工観光課にお願いすることになる。また、運航経費については、観光遊覧船の運航に係る既決予算での対応が可能と考えているとの答弁がありました。

次に、議案第40号 財産の取得についてですが、理事者側から、冬期間の歩道除雪や狭隘道路の拡幅等に対応する、小形ロータリ除雪車1.5メートル級1台を購入するためのものであり、財源については、電源立地地域対策交付金を充当するとの説明がありました。

これに対し委員から、入札において、辞退者が多い理由について質疑があり、理事者側から、指名願を提出している業者を指名しているが、特殊な機種ということもあり、取り扱っている業者がもともと少ないことが考えられる。また、納品可

能な業者であったとしても、特殊な機種という事情から、入札を辞退していると思われるとの答弁がありました。

また、別の委員から、耐用年数及び補修経費等について質疑があり、理事者側から、耐用年数は5年であるが、耐用年数を超えて使用している状況である。また、補修費等については、使用状況によって変動するため詳しい金額は把握していないが、古くなるに従い経費は多くなる傾向にあるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、維持補修経費も含めて入札をしたほうが経費は少なくて済むのではないかと質疑があり、理事者側から、リース契約等において、維持経費も含めた入札方法もあると思われるので、今後検討したいとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これ産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第32号、議案第34号、議案第37号、報告第11号及び報告第19号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） 民生福祉常任委員会に付託されました議案3件、報告2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第32号 むつ市新型インフルエン

ザ等対策本部条例についてであります。理事者側から、本条例は、去る4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、人から人への感染力を持つ新型インフルエンザ等が国内で発生し、政府の緊急事態宣言が発令されたときに設置する市の対策本部について、必要な事項を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、インフルエンザのワクチン接種について接種する順番があるのかとの質疑があり、理事者側から、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、政府対策本部及び都道府県対策本部が順次設置され、その段階で、医療に従事する者、新型インフルエンザ等の対策に従事する者などに優先的にワクチンを接種する特定接種を行うこととなる。その後、国内で発生し、政府の緊急事態宣言が出された場合には、そこで初めて市町村対策本部が設置され、一般の住民に対し予防接種をすることになるが、予防接種をする順番については、政府対策本部で基本的対処方針を踏まえ決定され、市の行動計画により実施していくことになるとの答弁がありました。

また、別の委員から、対策本部の本部長、副本部長はどういう立場の人がなるのかとの質疑があり、理事者側から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第35条で市町村対策本部の組織が規定されており、本部長は市長、本部員は副市長、教育長、消防長のほか、市長が市の職員のうちから任命する者となっているとの答弁がありました。

さらに別の委員から、対策本部の中に「部」を置くことができるとしているが、これはどのような「部」になるのかとの質疑があり、理事者側から、新型インフルエンザ等の対策のために実施する措置の内容に応じて、関係機関との調整に当たる「総合調整部」、医療等の実施に当たる「医療対策部」、物資や機材の調達、運送などを専門に

行う「物資対策部」等の設置が考えられるとの答弁がありました。

次に、議案第34号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、昭和63年4月1日の予防接種健康被害調査委員会条例の施行から、これまで健康被害に該当する事例は発生していなかったが、昨年、予防接種による健康被害と思われる事例が発生し、今回初めて委員会を開催することとなり、条例で規定されている委員5人のうち、報酬の支払い対象となる4人全員が医師であることを踏まえ、介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会等の医師に対する現行の報酬額を参考に、委員の報酬の額を改定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、報酬の額には日当や交通費等が含まれているのかとの質疑があり、理事者側から、報酬の他に費用弁償の額も基準を定めており、交通費は実費相当、日当は2,600円であるとの答弁がありました。

次に、議案第37号 工事請負契約についてであります。理事者側から、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事に係る工事請負契約を締結するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本会議での質疑に対する市長答弁では、撤去作業は立ち会って進めるとのことであったが、立ち会う部署は民生部なのかとの質疑があり、理事者側から、基本的には民生部となるが、日常的な業務もあるので脇野沢庁舎と連携しながら進めたいと考えているとの答弁がありました。

次に、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正点は、

後期高齢者制度への移行者がいる低所得世帯の軽減判定において、移行した方の人数、所得を含めて判定する特例措置を恒久化し、また、国民健康保険の被保険者が後期高齢者制度へ移行し単身となった場合の世帯平等割について、移行後5年間は2分の1を軽減する措置に加え、さらに3年間軽減を延長し、この間の軽減を4分の1とするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を専決処分したもので、平成24年度の決算見込みにおいて、国民健康保険税の減及び平成19年度からの累積赤字などにより、平成24年度予算の歳入に5億3,164万7,000円の不足が生じる見込みとなったことから、平成25年度予算から繰上充用するため、同額を歳入不足として計上し、予算総額を歳入歳出それぞれ78億5,278万4,000円としたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました13議案6報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を

行いますので、ご了承願います。

◇議案第32号

○議長（山本留義） まず、議案第32号 むつ市新型インフルエンザ等対策本部条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第33号

○議長（山本留義） 次は、議案第33号 むつ市みどりのさきもり館条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第34号

○議長(山本留義) 次は、議案第34号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第35号

○議長(山本留義) 次は、議案第35号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第36号

○議長(山本留義) 次は、議案第36号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第37号

○議長(山本留義) 次は、議案第37号 工事請負契約について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工

事に係る工事請負契約を締結するためのもの
あります。

質疑の通告がありません。これで通告による
質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第37号は委員長報告のとおり可決されま
した。

◇議案第38号

○議長(山本留義) 次は、議案第38号 財産の取
得について、総務教育常任委員長報告に対し、質
疑に入ります。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第2分団配備
の水槽付消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新す
るためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第38号は委員長報告のとおり可決されま
した。

◇議案第39号

○議長(山本留義) 次は、議案第39号 財産の取
得について、総務教育常任委員長報告に対し、質
疑に入ります。

本案は、むつ市消防団協野沢消防団本部配備
の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するた
めのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第39号は委員長報告のとおり可決されま
した。

◇議案第40号

○議長(山本留義) 次は、議案第40号 財産の取
得について、産業建設常任委員長報告に対し、質
疑に入ります。

本案は、小形ロータリ除雪車を購入するた
めのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第41号

○議長(山本留義) 次は、議案第41号 新たに生じた土地の確認について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第42号

○議長(山本留義) 次は、議案第42号 新たに生

じた土地の町名について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第43号

○議長(山本留義) 次は、議案第43号 町の変更に、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第44号

○議長（山本留義） 次は、議案第44号 町の区域の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第10号

○議長（山本留義） 次は、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第11号

○議長（山本留義） 次は、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第12号

○議長（山本留義） 次は、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固

定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第13号

○議長(山本留義) 次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第14号

○議長(山本留義) 次は、報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第14号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第19号

○議長(山本留義) 次は、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成25年度むつ市国民健康保険特別会

計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第20～日程第21 議案質疑、討論、採決

◇議案第48号

○議長(山本留義) 次は、日程第20 議案第48号 むつ市長等の給与の臨時特例に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 議案第48号 むつ市長等の給与の臨時特例に関する条例について質疑させていただきます。

この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、来年の3月31日まで市長、副市長、企業局管理者並びに教育長の給与の支給を減額するものであります。国は、東日本大震災の復興財源確保のため国家公務員の給与を下げ、そ

して地方公務員にも同様の措置を国から求められたことに従い、条例改正に至ったと思います。そもそも職員給与を削減する要請に対し、市長や特別職の給与まで減額することにした理由について、市長はこの要請に対しどのようなご所見をお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

また、国は東日本大震災の復興財源を確保するため、平成25年度の地方交付税の交付額を減額すると聞いていますが、その減額分が今回の特別職並びに職員給与削減相当額と考えてよいのか。この条例が否決となった場合の具体的な行政への影響について説明願います。

○議長(山本留義) 市長。

○市長(宮下順一郎) 齊藤孝昭議員のご質疑にお答えをいたします。

このたびの総務大臣からの要請は、これまでの地方自治体の自主的な給与削減措置や定員削減などの行財政改革の取り組みに理解を示しながらも、東日本大震災を契機とした復興、防災、減災事業への積極的な取り組みや、長引く景気の低迷による地域経済の活性化などの地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、地方自治体に対し、国に準じた給与削減措置を講ずるようというものであります。この要請におきましては、私も含めた特別職の削減内容については、各自治体の判断に委ねられているところでありますが、このたびの給与削減措置が、復興そして防災、減災事業へ積極的に取り組むための復興財源の確保や、地域経済のより一層の活性化につながるためのものであるとすれば、要請の趣旨であります元気な日本の再生に向けて国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要があるとする考えを受け入れ、要請に応えるべきと判断したところであります。

削減率につきましては、各自治体の判断に委ねられるということではありますが、職員に多大な負

担を強いるとすれば、当然私たち特別職の削減率は、それを上回る率にすべきと私自ら判断をしたものであります。

このたびの私どもの特別職の給与削減及び次の議案に係る職員の給与削減と交付税との関係につきまして、若干ご説明をさせていただきたいと、このように思います。

2013年度の交付税の減額を明記いたしました改正地方交付税法がことし3月に成立し、それを反映した2013年度本予算が5月に成立しており、このことにより、本年度の地方交付税は減額されて交付されることとなっております。あくまでも試算ではありますが、交付税の減額見込みについては担当部長からお答えいたしますが、この地方交付税は私ども特別職も含め、地方公務員給与の原資となっていることから、給与を減額しなければ、この分、ほかの行政経費を削らなければならないことに相なります。仮にこの条例案が否決ということになりますと、特別職等の給与を減額しないことになった場合、総務大臣は具体的なペナルティなどの作業はしていないと話しているものの、削れる経費があると国からみなされることも考えられ、特別交付税や次年度以降の地方交付税算定に影響が出るのではないかと危惧されているところであり、その影響の広がりについては、現段階では金額幾ら幾らということはなかなか示すことはできませんけれども、かなりの影響が出てくるものと、このように思います。

また、総務大臣の6月14日の記者会見の概要をお伝えいたしますと、非常にその部分ではかなり強いご発言をなさっているところでございます。国の給与水準よりも低いと削減する必要がない自治体がございます。もちろんその人たちは、取り組む必要がないわけであると、こういうふうなご発言をし、そして次には、国の基準を上回る団体について、国に合わせてくださいと言っているの

であって、これまで努力してきたことと、それから今現状で国よりも水準が高く給料を支給していると、これは別の話として捉えていただかなければいけない。つまり国の基準を上回る団体、これについてはぜひとも協力をお願いしたいという要請をしているのだと。国と地方で一緒になってやりましょうというふうな記者会見での答弁がございます。つまり、現在むつ市はラスパイレス指数103でございます。これは、職員、次の議案にかかわりますけれども、103でございます。その103ということは、国からしますと突出した数字と見られる、そういうふうな判断に至っておるところでございます。前段に戻りますけれども、特別職のこの給与削減につきましては、私自ら職員に多大な負担を強いるというふうなことでございますので、私たち特別職の削減率は、それを上回る率にすべきというふうな自らの判断によるものでございます。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 市長答弁に補足してお答えいたします。

普通交付税の積算につきましては、全国自治体の標準的な経費を基礎とし、かつ職員の人件費につきましては国家公務員の給与をベースに積算されております。平成25年度の普通交付税の積算に当たりましては、まだ国から詳細な積算内容が示されておりませんが、給与費の7.8%が減額された場合、約1億9,000万円が減額されるものと試算しております。また、これまでの職員削減や給与削減等の行政改革に係る努力分を地域の元気づくり推進費として新たな行政需要の費目が設けられたことによりまして、約9,000万円が増額されるものと考えておりますが、この増分を加味すれば、約1億円が減額になるものと試算しております。

す。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇議案第49号

○議長（山本留義） 次は、日程第21 議案第49号 むつ市職員の給与の臨時特例に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、12番斉藤孝昭議員。

○12番（斉藤孝昭） 議案第49号 むつ市職員の給与の臨時特例に関する条例について質疑させていただきます。

この条例は、前の議案第48号と同様に職員の給

与を来年の3月31日まで減額するものであります。職員の給与は、皆さんご存じのとおり、人事院勧告により年々減少し続けております。さらに、行政経費削減のため、手当の見直しや廃止、職能等級の見直しなど職員の労働環境は激変しています。賃金は、職員のモチベーションを保つため簡単に下げるものではないと私は思っております。しかしながら、本案は東日本大震災の復興財源を確保したいという大命題がありますし、前の議案第48号で答弁があったとおり、今回減額しない場合は行政運営に多大な影響があるということが理由に挙げられております。そこで、労働組合との話し合いは必要不可欠であり、このたびも市長部局から説明し、組合側と合意したとお聞きしました。その中で職員組合からどのような意見があり、どのように説明をしたのか。また、合意した理由についてお聞かせください。

自治体職員は、ユニオン・ショップ制でないため、労働組合に加入しない職員もいらっしゃいます。組合員でない職員の方に対し、どのような対応をしたのかお知らせください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

職員組合に対しましては、6月3日に削減措置の内容について提示いたしまして、その後6月12日に2回目の協議を行い、回答をいただいております。職員組合からは、このたびの給与削減措置が東日本大震災の復興財源に充てられるのであれば、職員組合としてもこれまで被災地に向けた人的、金銭的な支援を行ってきた経緯もあること、また地方交付税減額は市民生活にも影響を及ぼすことが危惧されるというようなことにも配慮したというようなことで、大筋で合意をいただいたところでありまして、6月12日付で確認書を取り交わしております。

次に、職員組合に入っていない職員に対する説明についてでございますけれども、全職員に対して副市長名で「給与減額支給措置に係る要請について」と題した文書を庁内メールで配信いたしまして、理解と協力を要請しておりますけれども、この要請に対しまして、特に受け入れられない等の声は届いておりません。もちろんもろ手を挙げて賛成ということではないだろうということは十分承知しておりますけれども、総務省からの要請を受け入れないことにより地方交付税に影響が及んだ場合、市民サービスの低下につながる懸念もあることから、その部分だけは避けたいという思いで削減案をのんだという職員も多いと推察しております。このようなことから、職員組合に入っていない職員からも、おおむね理解をいただいているものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 議案第49号 むつ市職員の給与の臨時特例に関する条例について、4点にわたって質疑をさせていただきます。先ほどの斉藤議員の質疑と重複する部分があるかと思いますが、答弁のほうよろしくお聞きをしたいと思います。

1点目は、先ほどの市長答弁の中にもあるわけですが、今回の削減に当たって、総務大臣からの要請ということでの答弁でありました。この総務大臣の要請をどのような形で受けとめ、提案に至ったのかお聞きをいたします。

2点目は、国は国家公務員との見合いで、ラスパイレス指数100までの削減を求めているとの報道があったわけでありまして、先ほどの市長答弁の中にもあるわけですが、提案している削減率は、それに応えた内容なのか否かお聞きをい

たします。

3点目は、給与の削減をしなかった場合、地方交付税の減額等のペナルティーが具体的にあるのか否か。

4点目は、削減によって職員の仕事に対する士気と地域経済に与える影響をどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

以上、4点よろしくお聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

1点目でございますけれども、職員給与につきましては、これまで赤字財政からの脱却のために自主的な職員手当、自主的なというのはむつ市の自主的なというふうなことでございますけれども、自主的な職員手当の削減などにより職員に多大なご負担をかけてきたところでありますが、さらなる負担を強いることになるこのたびの職員給与の臨時特例措置への対応につきましては、関係部局で何度も協議し、検討を重ねました。そして、さらに県及び県内他市の動向を注視してまいったところであります。その結果、このたびの給与削減措置が復興、防災、減災事業へ積極的に取り組むための復興財源の確保や地域経済のより一層の活性化につながるためのものであるとすれば、要請の趣旨であります元気な日本再生に向けて、国と地方が一体となってあらゆる努力を結集する必要があるとする考えを受け入れ、このたびの要請に応えるべきと判断をいたしましたところであります。

総務大臣からの要請文、若干ご紹介をさせていただきます。「各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請することとしております」、「現下の最大の使命である「日本の再生」に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応

策として、平成25年度に限って緊急にお願いするものであります」ということで、新藤義孝総務大臣から市町村長、県知事宛てに強い要請文が発出されたところであります。先ほどもお話をしましたように、その後の記者会見で、国の基準を上回る団体について、国に合わせてくださいと言っているのであるというふうなことでございます。

現在むつ市は、ラスパイレス指数が103でございます。今回のこの議案、これが御議決をいただきますと、100を切って99.9というふうな形になり、103のままですと、県内10市の中で当然突出したラスパイレス指数ということになりますし、国の要請に応えないというふうな、総務大臣からの要請に応えないということになりますと、今後の影響というのはかなりのものが出てくるものと、このように思います。例えば地方交付税は、もう平成25年度は国の削減に従って減額をされておりますけれども、これは平成25年度のみならず、平成25年度の特別交付税、特交、この部分でも豪雪による除排雪経費、そういうふうな部分での手当をさまざま私総務省等にお邪魔をして説明をさせていただいております。そのときには、「ああ、そうすると、むつの市長、103なんです」と、こういうふうな形に言われると、もうなかなかこれに対しての抗弁というふうなことが厳しい状況になる。もっともっと削れるところがあつたのではないのでしょうかと、こういうふうな指摘も当然されるものと私は予想をしております。そういう意味で、本案をぜひとも、国からの要請に従って、ラスパイレス指数100を切るというふうな、国家公務員の給与水準の100に届かないぎりぎりのところ、この部分でのご理解を賜りたいと、このように思うところであります。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 市長答弁に補足させていただきます。職員の仕事に対する士気の部分と地域経済に与える影響の部分についてお答えいたします。

職員の仕事に対する士気についてでございますけれども、職員には非常に大きな負担を強いることとなりますが、先ほど申し上げましたように、市民サービス低下への懸念とか、東日本大震災の復興につながるというようなことを考え合わせれば、これが職員の就労意欲の著しい低下につながるものではないと考えております。また、地域経済に与える影響ということにつきましては、給与が平均約2.8%削減となりますことから、消費行動を減退させることにつながりかねず、少なからず影響はあるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 再度お聞きをしたいと思います。総務大臣からの要請については、その後の総務大臣の記者会見なり強い要請があつたという趣旨での答弁をしております。実は、3月29日の衆議院の総務委員会で総務大臣の答弁の中で、この給与削減の問題については強制するものではないのでペナルティはないと、こういう答弁をしておるわけであります。ということは、給与の削減を行わなかつた自治体がもしあつたとしても、それは財政余裕団体などとみなして特別交付税を削減するというようなことは私はないだろうという理解をしているのであります。このことについて再度お聞きをしたいと思います。

2点目は、地方分権の確立が叫ばれている中で、国の職員の給与を削減したから、機械的にどうか、一方的にどうか、削減を地方自治体に押しつけようとする国の姿勢は、「国は、交付税の交付に当っては地方自治の本旨を尊重し、条件をつ

け、又はその用途を制限してはならない」として
いる地方交付税法第3条に抵触するのではないか
と思うわけであります。加えて国と地方との対等
な関係をもゆがめるものだと思いますが、この点
について市長はどのような見解をお持ちなのかお
伺いをいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時議員、3つほどのお尋
ねでございます。なるほど総務大臣は、4月の冒
頭だったでしょうか、国会の中でも強制するもの
でなくペナルティはないというふうなことでござ
いますけれども、現実にもう平成25年度が3月の
国会でも可決されて、改正地方交付税法、これが
改正されて、それなりの国家公務員に準じた形
の中で減額されておるわけでございます。そして、
これに従わなければペナルティというふうな、我
々自身も考えますけれども、その部分においては
大臣の答弁としてペナルティはないというふうな
ものを期待はしておりますけれども、その後のさ
まざまな記者会見等の報道を見ますと、先ほど
もご紹介いたしましたように、国の基準を上回る
団体についてというふうな部分、この部分につ
いて、国に合わせてくださいというふうな、要
するに懇願調でもございませんけれども、お願
いしますよというふうなことを申し述べている
わけでございます。それに応えないということは、
ペナルティはないというものの、先ほど私こ
ちらのほうから答弁をさせていただきましたけれ
ども、特交、何が起こるか分からない、災害等
さまざまの部分で特別な需要が起きてくる、ま
して財政力がほとんどないようなむつ市、こう
いうふうな形で、財政力が無いのにラスパイ
レス指数103なのですかと、こういうふうな
問いかけに対しては、私はなかなか抗弁が
できないというふうな形で、先ほどお答え
しましたとおりでございますけれども、ペ
ナルティがないというふうなこと

だったら、皆さんそれはほかの自治体も下
げないのではないかなと。さまざまな部分
での精神的なプレッシャーというのは十分
私も感じておるところでございます。そ
この部分をご理解をいただければな
ど、このように思います。

2点目の地方交付税法の第3条、そして
対等な地方分権の流れ、これに反して
いるというふうなことでございませ
んけれども、これは全国市長会で、
やはりこの部分は強く、特別決議
として、これは東北市長会のほう
で要望活動をしておるところで
ございます。若干ご紹介をさせて
いただきますと、地方公務員の給
与は、公平・中立な知見を踏まえ、
住民や議会の意思に基づき、各
自治体が自主的に決定すべきも
のであり、ましてや地方の固有
の財源である地方交付税を地方
公務員の給与削減のために用
いること、用いたわけございま
せんけれども、用いることは、
地方分権の流れに反し、地方
の財政自主権を侵すものであり、
まことに遺憾であると、こうい
うふうな形で全国市長会、東北
市長会で統一した行動をして
おるわけでございます。この部
分で、非常に財政力のないむつ
市、私は本当にじくじたるもの
がございませぬ、国からの地方
交付税不交付団体というふうな
ことになれば、もっとも私は職
員の給与をこういうふうな形
で提案をしなくてもよかったの
だかと、こういうふうな思いが
あります。この部分は財政力
のない地方自治体の長として非
常に残念でありますけれども、
そういうふうな現状であるとい
うことでご理解をいただければ
なと思っております。対等な
関係と、よくさまざまな形で
国は言いますが、決して現実
はそうではない。地方交付税
というふうな形で、まして自
主財源比率が大体25%、4
分の1しかないというふうな、
この財政の弱小の地方自治
体としては、やはりこの部分
については国のその方針に従
わざるを得ないというふうな
ところ、この私の非常に悔しい
思いもご理解をい

ただければなど、このように思います。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 1点だけ再度お聞きをいたします。

先ほどの市長答弁の中で衆議院の総務委員会での総務大臣答弁については、私が申し上げたようなことで同じように認識をしている、こういうふうなことであります。ただ、その中で、その後の記者会見なり具体的な要請の中でという付言をしているわけでありますが、私なりには国会での答弁というのは重みがあるだろうと、このように理解をしているわけでありますが、この点について再度市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国会での答弁、それはペナルティとしてはっきりラスパイレス指数が100を超えたところは、ばちっと、こうは来ないと思うのです。それは当然反発も出てきますし、じわじわというふうな形の中で、しっかりとそれらしき形で出されてくるものと。この部分においては、総務大臣はこういうふうな文書の中で発出しております。政府におきましては、このたび公務員の給与改定に関する取り扱いについて閣議決定いたしました。その中では国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請をすると、要請をしているわけでございます。それに従わなければペナルティというのは、なかなか国会の中ではご発言ができないものだと、このように私は認識をしておりますけれども、仮にペナルティの形で、要するに103ですので、3ポイント多いというふうなことをこれから減額しますということは、非常にこれは政府、内閣の存続にかかわるような形になってくるのではないかと。国会での発言の重みは、私も目時議員と重いものであると思いますけれども、その後の措置というふう

なのがじわじわくるものと。つまり一昨年の大雪の際も、私は総務省に要請活動させていただきました。非常に財政、財調は6億円くらいありましたけれども、それで17億円くらいの除排雪経費が見通しそうになりました。この部分においては、我々の財布を全とお見せし、そしてラスパイレス指数も示させていただき、当時は96くらいでございました。そういうふうなことで、切り詰めてやっている。その中でこういうふうな災害が起きた。そういうふうなことで特別交付税をお願いするというふうな、やはりただただお願いをするだけではなくて、その内容を伝えなければいけない。その部分で、受けるほうの立場としては大臣からの要請、これを受けないでというふうなことになる、なかなか心証の部分で理解してもらいづらいと、こういうふうな思いをいたしております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 2点お聞きしたいと思います。

まず1点目ですが、対象職員の人数と、あと給与削減の総額、平均マイナス2.8%ということですが、給与削減の総額はどのくらいになるのでしょうかというのをお聞きしたい。

2点目ですが、今までのやりとりの中で、私が今聞きたいというのに対する答弁はあったかと思いますが、再度ちょっと確認の意味でお聞きしたいというふうに思います。そういう意味では、今回は人事院勧告によらない給与削減だということですが、こういう削減手法というのを市長としてはどのように思うかというのを改めてお聞きしたいとなというふうに思います。

以上です。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員、後段のほうにお

答えをさせていただきます。

人事院勧告によらないこのたびの削減手法、どのように思うかということですが、私も市長会の形の中で、先ほどご紹介をさせていただきましたように、東北市長会から全国市長会、そしてまた東北市長会単独でも内閣総理大臣等に対しまして、国は地方公務員給与の決定に国の方針を押しつけることなく、地方との十分な協議による慎重な判断を求めるものであり、今後拙速に進めることのないよう強く要望いたしております。先般の全国市長会、東京で開催されましたけれども、その際にも特別決議等々で実施をし、その後要請活動も実行部隊の市長さんたちが動いております。そういうふうな状況でございます。ただ、しかしながら、前段斉藤議員、また目時議員にお答えをいたしましたように、このたびの給与削減措置が復興、防災、減災事業へ積極的に取り組むための復興財源の確保、そしてさまざまな形で元気な日本の再生に向けて国と地方が一丸となってというふうな、そういうふうな形での努力を結集する必要があるという、そういうふうな考えが示されたわけでございますので、その考えを受け入れざるを得なかった、受け入れなければいけない。積極的にというふうな、私も職員の給与の削減については、非常に申しわけないなと思いつつも、このような論旨、この部分を覆すだけの論理は私は展開はできないというふうなことで、元気な日本再生に向けて国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要があるとする考えを受け入れて今回の提案となった次第でございます。

1点目につきましては、担当からお答えいたします。

- 議長（山本留義） 総務政策部長。
- 総務政策部長（伊藤道郎） 対象職員数と、その額でございますけれども、削減対象職員数につきましては、市長部局455名、教育委員会66名、公

営企業局35名の合計556名でございます。給与削減総額は6,189万6,000円と試算しております。ちなみに、特別職4名分の削減額248万2,000円を加えますと、合計で560名分、6,437万8,000円となります。

以上でございます。

- 議長（山本留義） 2番。
- 2番（横垣成年） 最初の市長の答弁お聞きして、受け入れざるを得ないということですが、いろいろ今までのやりとりでもありましたけれども、復興に対しては、それぞれ全国の自治体で例えば職員を派遣したり、いろんなやっぱり協力はしているのです。だから、私はもっとそういうところを強調してほしかったなというふうに思うのです。別にどこも要請を無視したというわけではなくて、本当に厳しい職員配置の中でも職員を現地に何カ月も派遣して、そういう協力をしてきたというのをもっと強調すれば、やっぱり国のほうも、そう強くは要請しなかったのではないかなというふうなことを思うのですが、そこら辺のやりとりなんか、もしあったらちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどの給与総額6,437万8,000円ということで、かなりの金額です。これちょっと確認をさせていただきたいのですが、国のほうが7.8%減額して、その減額したのを基準にして、頭が2.8%出たというところで、その部分を何とか協力をお願いしたいということで今回要請来たのですが、ということは、国のほうが7.8%削ってむつ市は2.8%頭が出たということは、当然7.8%はまたもとに戻るわけですね。永久にカットなわけではないですね。もとに戻るということは、むつ市は国よりも5%、7.8引く2.8ですから、5%低いということなのですね、通常は。ということですね。通常はむつ市は国家公務員よりも5%低いのです。ということを考えるならば、通常は

もうむつ市の職員は国の基準よりずっと下の基準で頑張っているのです。今回たまたま7.8%削って2.8%頭出たということですから、これ一時的な減額ですよ。これがまたもとに戻った場合、では5%今までずっと少ない分の中で、今回例えば2.8%削って6,437万8,000円ですが、これを通常にまた戻った場合、5%の差額をずっと今まであったわけですから、その部分で給与増額ということでカバーするという考え方もできるのではないですか。今までは我々は我慢してきたと。今回2.8%カットは受け入れるけれども、それが過ぎたら、5%今まで我慢している分の中でまた2.8%カットした分を補填するということも考えることができると思うのですが、そういうことはそもそも可能でしょうか、不可能でしょうか。こちら辺もちょっとテクニックの問題になるかと思いますが、今までは我慢してきているのです。だから、そこから辺、どういうお考えかをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 1点目のお尋ねでございますけれども、なるほど被災地へは当市も派遣をしております。また、東北市長会でもかなりの形で各全国の自治体に呼びかけて、この部分においては現在も支援の職員が派遣をされているというふうなことで、派遣先の首長さん方からは非常に強い感謝の念が伝えられておるところでございます。そういうふうな状況でもまず1つ。

それから、我々自治体はこういうふうな財政状況で、職員を非常に削減をし、そして人事院勧告等の勧告も受け入れ、さまざまな部分で行政が絞るだけ絞って、雑巾からも水が落ちないような、からからになるくらい絞って絞ってそういうふうな形で行財政運営を相努めてきた、それなのというふうな声、これは当然さまざまな要請活動の中で私もお話をさせていただいた記憶もあります

し、そしてまた要請文の中にもこれまでの努力というふうなこと、これは伝えておるところであります。先ほど来からご紹介をしておりますけれども、総務大臣から発出された要請文では、地方公共団体において、これまで独自の給与削減や定員削減などの行財政改革の取り組みが進められてきたことについては私としても十分に理解しており、心から敬意を表しますというふうな、それは我々の気持ちというふうなものが伝わっているものと、このように思いますけれども、しかしながら各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請することとしたということでございますので、横垣議員前段でお話をさせていただいたような形での一つのアプローチ、これはしっかりといたしてきたところでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 2点目についてお答えいたします。

国が7.8%の給与の削減をしない前の段階では、むつ市のラスパイレス指数は95.2でございました。国のほうで7.8削減したということで、結果として103.0に数字が上がったわけでございますけれども、ここの部分、国が戻したら、その95.2に戻ったら、またそれを100にできないかというようなことでございましょうけれども、すぐにはそのようなには簡単にはいかないかと思います。むつ市のラスパイレス指数につきましては、平成17年度が94.0、その後94.3とかというようなことで現在95.2となっており、100に近づいてきておまして、その部分につきましては、組合との協議もなるべく100に近づけるようにということなどで協議を継続しているというようなことでございますので、すぐには100にはなりませんけれども、そのように100に近づけるような努力はして

いかなければならないかと思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今部長が答弁したように、むつ市はそれこそ95ということで、5%分我慢して低く抑えられて大体国と同じような仕事をしてきたというわけですから、そのところを市長、きちんと国のほうに、我々はずっと我慢して抑えられてきたのだというところを説明するならば、例えば今回カットしなくても、十分国のほうは大目に見てくれるのではないかなというふうに思いますので、そういう立場で取り組んでくれることを要請して終わります。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

議案第49号 むつ市職員の給与の臨時特例に関する条例の採決に関しては、石田勝弘議員外2名から無記名投票によられたいとの要求がありましたので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（山本留義） これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は24人であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（山本留義） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（山本留義） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

議案第49号 むつ市職員の給与の臨時特例に関する条例を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と、点呼に応じて順次記載台で記載のうえ投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼をいたします。

○事務局長（柳田 諭） それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対と記載のうえ、投票箱に投票願います。

（事務局長氏名点呼・投票）

○議長（山本留義） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（山本留義） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番村川壽司議員、10番石田勝弘議員、14番浅利竹二郎議員を指名いたします。

よって、7番村川壽司議員、10番石田勝弘議員、14番浅利竹二郎議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（山本留義） 投票の結果を報告いたします。

投票総数24票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成	13票
反対	11票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第49号 むつ市職員の給与の臨時特例に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第1号

○議長（山本留義） 次は、日程第22 議員提出議案第1号 むつ市議会基本条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。15番中村正志議員。

（15番 中村正志議員登壇）

○15番（中村正志） 議員提出議案第1号 むつ市議会基本条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、議員24人で提案するものであります。

むつ市議会基本条例は、二元代表制の下、議会の役割を明らかにするとともに、情報公開と市民参加を基本とした議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、自律的、主体的な議会活動を行うことにより、市民の負託に全力で応え、もって

市民福祉の向上と市政の発展に寄与するため提案するものであります。

本日の上程に至るまで、3年余りの議論、検討を重ねてまいりました。最初に提案くださいました馬場重利先輩、貴重なご意見、アドバイスをいただきました青森中央学院大学の佐藤淳先生、会津若松市議会様、北上市議会様、パブリックコメントを寄せていただきましたむつ市民の皆様、そして検討委員会の目時睦男前委員長、上路徳昭副委員長を初めとする委員の皆様、条例案に対し、ご協力とご理解くださいました議員各位、それぞれの皆様にこの場をおかりいたしまして、心より感謝を申し上げます。

本日が本当のスタートとなります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番工藤孝夫議員。

○3番（工藤孝夫） まず、委員長を初め委員の皆様には、大変この間ご苦労さまでした。1点だけ確認させていただきたいと思います。

第5章、市長等との関係の部分で、「反問することができるものとする」とありますけれども、これは反問であって反論ではないですね。その点確認しておきたいと思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） ただいまの質疑に対しまして、お答えをいたします。

ただいま工藤議員がおっしゃったとおり、反問であって反論ではございません。条例に定義してあるとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（山本留義） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第216回定例会を閉会いたします。

午後 零時02分 閉会